

午前十時開議

○加藤たいき委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○加藤たいき委員長 本日は、当委員会で所管する外郭団体、株式会社世田谷サービス公社の経営状況等の聴取を行います。

本日の議事進行ですが、まず、区理事者より経営状況について御報告をいただき、引き続き、世田谷サービス公社より経営方針等について御説明をお願いいたします。説明終了後、質疑応答に入りたいと思いますので、御承知おきください。

それでは、1 報告事項の ㊦ 第三回定例会提出予定案件について、報告①及び②の株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出についての報告に入ります。

本件に関し、参考人として株式会社世田谷サービス公社より、田中代表取締役、舟波総務部長、西原第一事業部長、森岡第二事業部長・ICT推進部長に御出席をいただいております。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から御礼申し上げます。

それではまず、区理事者より経営状況の報告をお願いします。

○小泉政策企画課長 私から、令和七年度及び令和八年度の株式会社世田谷サービス公社の経営状況につきまして、まず政策経営部より御報告申し上げます。

報告資料①のほうでございます。令和七年度経営状況報告でございます。まず、令和七年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出を御覧ください。

資料の右肩一ページ、まず、事業報告がございます。売上高といたしまして、施設維持管理等事業、ICT支援事業等の事業合計といたしまして、五十五億七千九十二万三千円、営業外収益が五千六百五十万三千円としまして、合計（A）欄、五十六億二千七百四十二万六千円となっております。これに対しまして、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、法人税等の合計が（B）欄で、五十四億七千七百七十四万三千円でございます。当期純利益は、この（A）から（B）を引きまして、一億四千九百六十八万三千円の黒字となっております。

次に、株主資本等変動につきまして、繰越利益剰余金の状況を御報告いたします。こちらは令和七年度中に変動いたしました株主資本の増減の内容を示すものでございます。令

和六年度末の繰越利益剰余金（C）欄でございます。三十億三千五百九十四万八千円でございます。令和七年度の変動額一億五百十八万三千円は、先ほどの法人税等を差し引いた当期純利益（D）欄、一億四千九百六十八万三千円を積み立て、株主配当といたしまして（E）欄、四千四百五十万円を配当してございます。なお、（F）欄、積立金の取崩しはございません。この額を積み立てましたので、当期末残高三十一億四千百十三万一千円となっております。

次に、令和七年度の剰余金の処分でございます。株主配当金といたしまして、一株当たり配当額を五千元とし、計四千四百五十万円を配当してございます。

次に、事業別売上実績でございます。先ほど御説明申し上げました、一番上の表、事業報告の売上高の内訳となっております。

初めに、施設維持管理等事業四十六億五千八百六十二万三千円、飲食事業一億八千四十二万四千元、ICT支援事業六億三千八百七十九万円、エフエム世田谷放送事業一億八千九百九十九万二千元、内部取引調整を一千五百九十万五千円を差し引き、合計五十五億七千九十二万三千円となっております。

続きまして、資料の右肩二ページを御覧ください。株式の状況でございます。先ほど御説明いたしました配当金額四千四百五十万円における株主名と、それぞれの持株数、議決権比率、当期配当金をお示ししております。

また、参考資料といたしまして、資料1、2を添付してございます。右肩三ページの資料1では、昭和六十年度からの事業実績推移をお示ししております。また、五ページでは令和七年度の実績ということで、三ページにまたがりまして添付してございます。

続きまして、六ページをお開きください。資料2といたしまして、障害者、高齢者、女性、世田谷区民の雇用状況をお示ししております。本年三月末時点ではございますが、合計で千百四名、うち高齢者五百六十九名、障害者八十七名でございます。詳細については注釈をつけてございます。後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、決算の詳細につきまして、七ページ以降に、二〇二五年度（第四十一期）事業報告書にて御説明申し上げます。

右肩九ページにお進みください。事業報告、1事業の概要でございます。中身につきましては割愛させていただきまして、一〇ページでございます。2事業別業績および財産状況の推移となっております。

続きまして、右肩一二ページでございます。貸借対照表でございます。表の左側の資産

の部がございます。こちらは流動資産として二十四億八千四百九十一万四千元、固定資産二十億二千五百三十三万九千元、表の一番下の欄、資産合計四十五億一千二十五万四千元となっております。

また、表の右側の上、負債の部です。流動負債六億五千二十一万一千円、固定負債一億六千二百六十六万二千元、負債合計といたしまして八億一千二百八十七万三千元となっております。

表の右側の中段に純資産の部という記載がございます。株主資本三十六億九千七百三十八万一千円、内訳は以下のとおりで、純資産合計欄も同額となっております。

表の右側の一番下の欄に、負債及び純資産合計額、資産合計と同額の四十五億一千二十五万四千元となっております。

続きまして、一三ページにお進みいただきますと、損益計算書になってございます。売上高五十五億七千九十二万三千元から、売上原価五十億四千八百七十万八千元を引きました五億二千二百二十一万四千元が売上総利益となっております。ここから販売費及び一般管理費の三億六千八百十三万三千元を引きますと、営業利益一億五千四百八万一千円となっております。これに営業外収益といたしまして、受取利息、障害者雇用調整金、寄附受贈益などを加えまして、さらに営業外費用を引きますと、経常利益二億九百八十九万二千元となっております。ここから法人税等を引しまして、当期純利益が一億四千九百六十八万三千元となっております。

ここまでの、貸借対照表と損益計算書の御説明となっております。

また、右肩一四ページでは、株主資本等変動計算書、一五ページにおきましては、個別注記表をそれぞれ記載してございます。

また、右肩の一九ページからは、二〇二五年度（第四十一期）の事業実績をまとめております。後ほどお目通しいただければと存じます。

続きまして、②の令和八年度の経営状況につきまして御説明申し上げます。こちらは、令和八年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出でございます。

まず、右肩の一ページ、収支計画です。収入の部につきましては、施設維持管理等事業五十一億八千五百四十七万四千元、飲食事業一億八千八百三十三万一千円となり、以下記載のとおりでございまして、合計（A）欄、六十一億六千六百二万円となっております。

これに対し、支出の部でございますが、売上原価五十六億一千九百七十五万九千元、販

売費及び一般管理費三億八千三十八万円、合計（Ｂ）欄に記載がございます六十億十三万九千となっております。この結果、当期営業利益（Ａ）から（Ｂ）を引きました一億六千五百八十八万一千円を見込んでございます。

また、右肩二ページ以降からは、二〇二六年度（第四十二期）収支・事業計画につきまして、四ページ以降には事業計画の詳細を記載してございます。四十二期の事業計画につきましては、本年四月二十三日の当委員会に御報告したものと同一内容になってございますので、本日は説明を割愛させていただきます。

政策経営部からの御説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 次に、サービス公社より経営方針等についての説明をお願いします。

○田中代表取締役 世田谷サービス公社代表取締役の田中でございます。本日は、事業説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第二〇二五年度（第四十一期）事業報告書に基づき御説明いたします。資料は、令和七年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出をごらんください。資料右上の通し番号七ページからが事業報告書でございます。

九ページ、１事業の概要から御説明いたします。

日本経済は、内需を中心とした穏やかな回復傾向が続き、物価上昇と人手不足を背景に、高水準の賃上げが継続しており、弊社においても公契約条例の労働報酬下限額に基づく従業員の賃上げ、パートナー企業に対する委託金額の見直しを行いました。

二〇二五年度の決算といたしましては、事業全体の売上高は前年度比一一％増の五十五億七千九十二万円、経費は前年度比一〇％増の五十億四千八百七十万円となり、営業利益で一億五千四百八万円、営業外収支及び法人税等の差引き後の当期純利益は、一億四千九百六十八万円となりました。

個別の事業としては、施設維持管理等事業では、新規事業である学校施設包括管理業務で、区内事業者、事業団体との調整役として二〇二六年度の業務開始に向けた準備に取り組んだほか、地震体験車、なまず号を活用した地域の防災訓練の支援を行いました。

また、指定管理施設を中心とする区民会館の運営では、ウェブ予約システムの導入を進め、二〇二五年度で区民会館全八館への導入が完了いたしました。

飲食事業では、ル・ジャルダンにおいて、美術館企画展とのコラボメニューの提供、コンサートや落語と食事を組み合わせたイベントの開催など、ディナー営業の強化に取り組

みました。また、ウェディングについては、婚礼プロデュース会社との連携などにより、二〇二四年度の実施件数を上回る結果となりました。

I C T支援事業では、区職員向けのヘルプデスクや庁内ネットワークの基盤環境整備の支援業務のほか、自治体情報システム標準化に伴う関連システムの運用改善業務を実施いたしました。

障害者雇用促進事業では、障害者雇用促進計画に沿ったユニバーサル就労の開発、キャリア形成等の七つの計画目標の実現に向けた検討、取組を進めました。

エフエム世田谷放送事業では、区民の生命と財産を守るコミュニティー放送局として、地震、各種気象警報等の緊急時にエフエム世田谷アラートシステムを活用した緊急割り込み放送を実施しました。また、社内に設置した地域防災支援センターでは、区民の防災意識向上、啓発に向けた講演活動を開催いたしました。

右上通し番号一〇ページから一一ページは、事業別業績等の推移、事業別損益、会社の概要、株式の状況等でございます。

一二ページは貸借対照表、一三ページに損益計算書、一四ページは株式資本等変動計算書でございます。

続きまして、一七ページ以降が、二〇二五年度第四十一期の事業実績です。一九ページからの重点取組に絞って御説明をさせていただきます。

まず、㊦雇用です。障害者雇用をはじめ、高齢者、女性、地域での雇用に取り組みました。期末時点の状況として、障害者雇用は非雇用者数が八十七名、法定雇用率は一九・〇一％でございます。高齢者、女性及び地域雇用者の人数については、二〇二四年度からそれぞれ増加しております。

㊧区内企業との連携は、契約金額ベースの委託率として五三・一％でございます。

㊨社会貢献事業です。二〇ページにお進みいただいて、三つの柱である事業展開による貢献、利益の還元による貢献、従業員の実践による貢献に取り組みました。

㊩危機管理・情報提供です。エフエム世田谷放送事業では、災害情報等の緊急割り込み放送を四十八回実施いたしました。二一ページ二行目からですが、区と締結している災害時等における協力態勢に関する協定に基づき、災害時に避難所となる施設をはじめ、多くの公共施設を管理する立場として、災害時、災害が発生するおそれのある場合に協力させていただく態勢を取っております。また、区民の防災意識向上のための講演活動を、町会やミニデイなどにおいて三十回以上実施いたしました。

次に、㊤障害者雇用です。弊社の障害者雇用推進計画の三年目に当たり、七つの計画目標、十七の事業の推進に向けた取組を進めました。二二ページに参りまして、特に難病者に対する就労機会の提供や、加齢によりスキルダウンが見られる就労障害者への相談支援体制の強化を図りました。

二二ページ下のほうからは、施設維持管理等事業、飲食事業、ICT支援事業、エフエム世田谷放送事業、それぞれの事業実績を記載させていただいております。

最後に、二〇二五年度の特徴について申し上げます。世田谷区では、少子高齢化が進む中で、地域コミュニティの活性化がより一層求められる一方、世田谷区における施設管理業務の民間活力活用が進み、弊社もより幅広い役割を求められるようになりました。こうした期待にお応えするため、世田谷区本庁舎での区民利用交流拠点施設の運営や学校施設包括管理業務をパートナー企業とともに新規受託し、二〇二六年度から本格的に取組を開始したところでございます。

今後も、これまで積み重ねた専門性をさらに磨くとともに、新たな分野に臆することなく挑戦し、区民の皆様への良質なサービスの提供、企業活動を通じた貢献はもとより、多様な人材が活躍する企業を目指し、強い意思を持って取り組んでまいります。今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

御説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 それでは、これまでの報告、説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○坂本みえこ委員 四月一日から各施設に無償の生理用品の配置がされていると思うんですけども、サービス公社で関わっている施設については全部配置が完了しているということではないのでしょうか。

○西原第一事業部長 御質問の生理用品の配置につきましては、弊社のほうで管理している施設全てではございませんが、世田谷区様のほうから御依頼をいただきました施設におきましては、当社の清掃員がメインでトイレの状況を確認しておりますので、随時見回りをいたしまして、生理用品がなくなっていましたら補充等を行っております。

○そのべせいや委員 一応確認ではあるんですけども、サービス公社のほうに世田谷区から補助金という形でお金が入っているということはないですね。

○舟波総務部長 委員御指摘の補助金については、適用外でございます。

○そのべせいや委員 補助金が入っていないということで、直接税金がどうというところ

ではないのですが、株主の比率を、以前も指摘をしたことがあるのですが、八九・八九%というところで、ぎりぎり九〇%に達していない。御存じだと思うんですけども、会社法上は、九割に達すると強制買取りができるようになって、一〇〇%株主に世田谷区になることも不可能ではないというぎりぎりのラインにいるところではありますが、株主をあえて九割未満に抑えている理由はあるのか。これらの会社に百株当たり毎年大体五十万円が配当金として行っているところではあるんですけども、サービス公社が株主を外部の銀行ですとか、あるいはＩＣＴ系の企業に、あるいは地元の企業に分けている理由ないし経緯みたいなものがあれば教えていただければ幸いです。

○**舟波総務部長** まず、一点目の御質問ですけども、九割以下に抑えている理由があるのかということですけども、第三者割当を平成七年に民間企業のほうにした際に、特にその段階で九割以下に抑えるというような資料は、今のところ私どもでは確認はしておりません。

あと、今その前にお話のあった特別支配株主による売買の関係だと思うんですけども、それも今お話にあったように九割以下ということなので、今のところ適用外という形になっていると思います。

それから、民間事業者、企業に第三者割当をした経緯ですけども、これは、その当時、サービス公社が本来のいわゆる外郭団体として、民間企業の株式も入れつつ、いろんな人員の交流ですとかノウハウをやっぱり取り入れるという趣旨から、七社に第三者割当をお願いして合意していただいたという経緯でございます。そういう中で、例えばその当時、いわゆるデジタル的な向上ですとか、福祉的な今後の向上を含めて力を入れていきたいということもあって、今の株主の七社をお願いしているということは承知しております。

○**そのべせいや委員** これ以降はもう意見にはなるんですけども、毎年それなりにこの会社で営業していただいて、利益も上がっている状況で、そういう歴史的経緯といいますか、これまでの経緯があるということは理解をしながらも、もしサービス公社が頑張られて、利益が一応出ているという状況であれば、もちろん法律上は何も問題ない状況ではあるんですけども、この株を民間企業が保有されていることで、近年でいうと四百五十万円ですか、ほかの企業に配当されていくというところが、世田谷区に税外収入という形で入ってくれば、もっと区民への還元ができるのではないかと思います。今みたいなお話をさせていただいたところです。

追加で、女性の職員の割合が大体五五％という記載があるんですけども、今、区議会の議事録のサーバーがメンテナンス中ということで過去のデータが追えなくて恐縮なんですけど、管理監督的立場、管理職の割合、女性はどの程度なのかということが分かれば教えてください。

○**舟波総務部長** まず、管理職、課長職ですけども、現在課長は九名おりますけれども、そのうちの三名が女性管理職ですので三三％。ちなみに、監督者の立場で係長の職については現在二六％が女性という状況でございます。

○**そのべせいや委員** 部長は今いらっしゃる皆様ということで理解をしています。世田谷区役所と比較すると、今、男女共同参画の第二次計画プランで記載をされている状況、あるいは世田谷区の現況と比較をすると三割には大体達している状況ということで、区が掲げる目標には準ずる形であるということで理解をしました。

○**羽田圭二委員** 最初に、純利益は年々伸びてきたのかという極めて単純な質問です。

○**舟波総務部長** 利益が伸びた理由ですか。

○**羽田圭二委員** 利益が伸びてきたのか。

○**舟波総務部長** この間、営業利益、それから当期純利益とも伸びております。

○**羽田圭二委員** そこで、前回も質問しましたがけれども、人手不足の問題ですよ。必ずしも定員といいますか、雇おうと思ってもなかなか人がいらっしゃらないという、特に区でいうと業務系が非常に不足をするという事態が今でもあると。そのために派遣だとか様々な外部から起用するというような状況が一定続いているかと思うんですね。

その辺は、つまり、とりわけここで言いますと施設スタッフ、その不足ということが前回も指摘されていたかと思うんですけども、その辺の解消はいかに、どうなっているのかみたいなことです。まず一点目。

○**西原第一事業部長** 御質問の施設に関する施設スタッフの人手不足の状況なんですけど、こちらはやはり依然状況としては続いております。ただ、今、八百名を超える施設スタッフが施設のほうにおりますが、特定の職種であったりとか、時間帯であったりとかの人手不足というのが状況としては発生してございまして、特に清掃系の人材であったりとか、夜間の勤務について、人手不足の状況が発生してございます。

ただ、これに関しては、もちろん業務を正確に履行するためには人を確保していかなければいけないということがございますので、実際に働く人たちのシフトを柔軟化して求人募集の効率を上げたりとか、あとは業務そのものを見直して、今まで三人でやらなければ

いけなかったところを、他の職種の人間がフォローすることによって人手を減らす形で、必要な人員を減らす形で対応するなどして対応してございます。

○羽田圭二委員　つまり必ずしも充足されていないということははっきりしたわけですね。そのためにいろいろ内部的な努力はされているが、実際に人が応募してくるといったような状況はあまり改善されていないという報告に聞こえるんですね。ということは、もう少し雇用環境だとか、前回も問題になっていますけれども、今も言われていましたけれども、例えば夜間帯の仕事みたいなものがあるじゃないですか。例えば六時以降なのからちょっとあまり正確な時間は分かりませんが、短時間勤務でありながら、しかし、夜間帯に係る施設管理なんかは特にそうですね。十時半まで開いているところもありますから。そういうところの勤務に就く人が比較的少ないといいますか、特に応募が少ないということだと思うんですね。それらを含めて改善の余地というのはあるのかどうかということですね。

つまり、その場合、これまではどちらかといったら、勤務時間といいますか、労働時間を延長して、時間外労働だとか、そういうことで区なんかも対応してきたんでしょうけれども、そうではなくて、労働時間そのものを今ずらしてあるじゃないですか。つまり、五時からなのか六時なのか分かりませんが、そこから勤務時間ですよみたいなね。そういう働き方は、一方で働く側にとっても、その時間だけ働けるみたいなよい点もあるんですけれども、しかし、一方で、それによって賃金はもちろんそれほど多くないし、それから夜という、夜間に関わる勤務ですから、非常にそういう意味では負担もあるわけですよ。

そういったことも含めて考えていかないと、なかなかそこに、結構仕事を探していても夜間だったらすぐありますよみたいな、サービス公社はたまにありますよね。そういうことで断念される方もいらっしゃいますよね。清掃の仕事とかそういうことで探している方でも、昼間だったらいいんだけど夜間しかないとか、あるいは近くといいますか、必ずしも勤務場所が駅から近くなかったりだとか、そういうところは意外と皆さん応募しませんので、そういったことを含めて改善の余地があるのかどうかということです。そのことがないとなかなか厳しいのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○西原第一事業部長　ただいまの御指摘に関しましては、やはり様々な工夫が必要かなというふうに思っておりまして、働き手というんですか、お仕事を探されている方の御要望というのはかなり多種多様になってきておりまして、委員がおっしゃられたように、夜間

を御希望される方もいらっしゃるんですが、週一日だったら働けるとか、逆にフルでできるだけ稼ぎたい、賃金を多く増やしたいというふうにお考えの方もいます。

これまでは、会社側で週何日働いてくださいというのを指定してきていたんですけれども、それを週一日でも、逆に週四日でも五日でも働けるように対応していくといった柔軟性を持つですとか、あと、やはり立地の問題も御指摘のとおりございまして、駅近の施設は人が集まりやすいんですが、住宅街の中にあるような施設というのは、やはり御応募が少ないという傾向もございます。

求人の媒体としてはやはりインターネット等を使うというのももちろんあるんですけれども、そちらでの御応募は多いのですが、近隣の施設に対しましてポスティング、チラシを自前で作らせていただいて、人海戦術で配らせていただいたりとか、実際にお仕事されている方は近隣の方が多いので、その方からお友達を御紹介いただくとか、そういったことなども取り組んでおります。

○**羽田圭二委員** いろいろ努力されているというのはよく分かるんですね。いずれにしても、労働環境の改善だとか、今言われたその労働時間の在り方だとか、シフトの在り方だとか、それからあと、本人の希望といたらあれですけども、そういうところで採用、民間企業なんかではそういう方法によって人員を確保しているというところはあります。それがいいかどうかは別ですよ。ただ、そういう方法は取られているというのはよく分かります。あとは、やはり賃金の問題といえますか、そこは公契約条例で労働報酬の金額が決まっていますから、それに基づいて行われているというのはよく分かるんですけども、それにおいても、なかなかいらないという、応募しないという現状なわけで、それらを含めての改善が必要だろうということです。

それから、あともう一つは、これも前回指摘したかと思いますが、高齢者の雇用ですね。やっぱり高齢者が働いている比率は高いわけで、もちろん女性も高いんですが、高齢者の雇用についても、特に労働安全衛生法の改正が四月にあったわけで、それに基づいた対応ですね。あれから数か月たっているわけですから、その辺の対策といえますか、考え方といえますか、その辺についてお聞きしておきます。

○**舟波総務部長** 高齢者の雇用につきましては、今、委員おっしゃるように、特に体力的なサポートですとか、労働災害の防止、そのようなことにもちゃんとしっかりと対応していかなければいけないと思っています。そういう中で、今答弁の中にもありましたように、シフトの柔軟性ももちろんですけども、機械化ですとか転倒防止、高齢者などは特

に転倒されやすいという傾向がございますので、転倒防止に対する施設内での改善ですとか対応ですとか、あとは夏場の熱中症対策、こういうことも非常に重要だと思っておりまして、具体的な取組を進めているところでございます。

○羽田圭二委員 最後に、意見だけですけれども、ぜひその点は、とりわけ多く雇用されているということもあるし、あと公園等の外の勤務なんかも結構あるというふうに聞いていますから、それらを含めて対応を取っていただきたいかと思います。

○大庭正明委員 区との契約が主なんでしょうけれども、随契率は何%ぐらいになっているんですか。

○西原第一事業部長 今の御質問、随意契約、世田谷区と世田谷サービス公社における随意契約の割合なんですが、施設維持管理事業で申し上げますと、総額に対して八六%の随意契約の割合となっております。

○大庭正明委員 ちょっと区側に聞いてもいいですか。随契にする場合というのは、当然、相みつを取って、その中で随契するというふうになっているはずですよ、規則上は。区に聞いているんですよ。区が随契を選んでいるわけですから。それは、ちゃんと相みつを取っていますか。

○小泉政策企画課長 基本的には、随契の場合は二社以上、見積りを取って、それで金額を精査し判断するのが通常でございます。また、今、施設維持という話もございましたけれども、例えば区民会館で指定管理を取る場合はプロポーザル方式ということで、実際にそこにエントリーしていただいて、審査を受けての選定という過程もございますので、一定の規定の中で事業を取っているという解釈でございます。

○大庭正明委員 だから、随契は取っていますかと。九割近いところが随契になっているわけだから、それは、ほかの相みつというか、そういうのを取らなくてはいけない規定になっているので、それを取った上で選んでいるんですかということを行っているんですよ。それで、それは必ずしも価格だけじゃないかもしれない部分もあるのかもしれないということも含めて、そういう理由があるなら、そういう理由を述べてくださいと言っているわけです。

○小泉政策企画課長 基本的には相みつを取って、先ほど申し上げたとおり、複数の業者で判断します。まず、第一義的には金額が優先されるかと思います。その中で、本当に真に必要な部分があれば、例えば金額が近い場合については、改めて例えば見積りを取り直ししてもう一度精査するという手法もあるかと思いますが、まずは金額、それ

から次には中身を判断し、それぞれの事業者に発注するというのが流れでございます。

○大庭正明委員 施設管理のところも幾つか、複数カ所あるわけですね。ほとんど世田谷区が随契でやっているということは、僕はどうかと思うんですよ。やっぱり異業種、異業種というか、ほかのサービス業者を入れることによって、アイデアがあったり、こういうやり方があるとか、そういう学ぶところがあたりもするので、それはある程度競争的というか、そういうふうな形でやっていかないと、サービス公社自体もやっぱり緊張感を失うし、サービス公社を育てるという意味で、利益の大半を奪うようなことまでは求めないけれども、やっぱり実験的な形で他社を入れてみて、それで比較してみて、区としてはユーザーとして、こういうところをこういうふうにしたほうが、やってくれているところがありますよとか、そういうことの請求をすべきことによって、サービス公社自身が成長すると。

狭い領域の中で、全部随契みたいな形でやっていると、そこにはなあなあが、なあなあでいい部分というのも、昔区役所でやっていた方が代々社長なわけですから、電話一本で通じる部分もあるでしょうけれども、その部分で成長できないような部分というのはやっぱりあって、今、新規、いろいろな形で障害者の雇用、高齢者の雇用についていろいろ努力というか、工夫というか、そういうことをされている企業さんがいっぱいあるわけですよ。そういうほかのうちというのは変ですけども、要するに、ほかのやり方というのもある一定程度、やっぱり九割をやるというのはちょっと危険水域かなと。もうちょっと他社を入れるようなことで競争、過度な競争は求めませんけれども、いい意味での競争を求めるように区側もやっぱり配慮すべきだなと。

要するに、株主として成長させるというような方向で持っていくべきではないかなと。それは、サービス公社と相談しながら、そうすると談合になっちゃうのかな。だから、そうじゃないけれども、要するに刺激を与えるということはやっぱり外部からすべきではないかと。意見です。

○羽田圭二委員 今の大庭委員の関連なんですけれども、そのこと自体は否定はしないんですけれども、過去に温水プールで民間事業者の撤退した例がありましたよね。あれは非常に極めて問題が多いといったらあれですけども、それ以前から、民間の事業者が必ずしも清掃に必要な道具というか、薬品だとか、そういうものがちゃんと供給されていなかったとか、そのうちに全部会社ごと撤退したみたいな事態が生じたことがありましたよね。

ああいうことなんかもあるので、そういう意味では、大庭委員が言われたようなことを考える際には、企業の安全性だとか、安定性といいますか、そういうところはかなりしっかり見ていかないと、これは区のほうかと思うんですけども、そこは極めて重要なことだと思っているんです。

あれは、本当にかなり衝撃的な話だったと思うんですね。今までそんなこともあったのかもしれませんが、働いている方々が民間の事業者の下で働いていたわけじゃないですか。だから、なかなか区としてもそこに入り込むというのは難しいみたいな判断も最初はあったかと思えますけれども、しかし、よくよく聞いてみたら、本来仕事に必要なものまでもが十分に供給されていなかったとか、そういう事態が生じていたということですから、そういう意味では、契約をする際には非常にそこはしっかりと見ていくことも重要なのではないかと考えています。それは意見です。

○**神尾りさ委員** 少し前にサービス公社さんで行われたお仕事体験のプログラムがあって、障害がある子ども、若者が御社を訪問して、働かされている障害がある方から、お仕事の内容だとか体験だとかをさせていただくというプログラムを見学させていただきました。

それで、公社さんがこれまで何十年も培われてきた障害者雇用に対するノウハウみたいなものをすごくお持ちなんだということが分かって、例えば使われている道具だったりとかに工夫があったりとか、あと支援員の方の配置を工夫されることで、より働きやすい場所をつくられているということの説明なんかも伺って、すごくそういったノウハウが、今後、障害者の雇用率も、区もそうですし、上げていかなければいけないとか、あと難病者の支援のことも書かれていますけれども、それをやられているということが、このノウハウをもうちょっとPRしていただくというか、培ってこられたことから他者が学べるものがすごくあるんじゃないかなと思っています。

ここの社会貢献事業の中に今書かれているのは、事業展開による貢献、それから利益の還元による貢献、そして従業員の実践による貢献というのを書かれているんですけども、その障害者雇用に対する御社が培われてきたものを、社会にPRすることによる貢献みたいなことをもっと考えていただくことで、よりよい相乗効果がもたらされるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、何か御見解があったらお願いします。

○**森岡第二事業部長・ICT推進部長** お仕事体験につきましては、今まで特別支援学校の中等部、高等部からの清掃の体験等を受入れをしていたんですけども、今回からは小

中学生、一般の方の受入れ等も始めております。そういうところで、親御さんも来ておりますので、今後PRしていきたいということもあります。

あと、過去には我が社も、せたがや福社區民学会とかで我が社の取組、障害者支援の取組の発表を過去三回させていただいております。これは、発達障害者支援機関の「ゆに（UNI）」さんとも組んで一緒に発表したりということもしておりますので、今後もしそういう機会がありましたら、我が社の取組をPRできるところはしていければいいなというふうには思っております。

○**神尾りさ委員** 障害をお持ちの方へのPRはもちろん必要だと思うんですけども、障害者を雇用する側へのPRというのにも同じように力を入れていっていただけるといいなというふうに思いましたので、よろしくお願いいたします。要望です。

○**津上仁志委員** 今日はありがとうございます。私も御社の障害者雇用の取組というのは非常に評価をしている一人なんですけれども、私も建物の維持管理をしている企業に努めていたこともあったので、大体、障害者雇用というのは本社機能のそこでの雇用が多くて、現場で雇用もするんですけれども、なかなかやっぱり続けていただくことが困難で、継続されないということが多くて、非常に苦労した思いもあって、それが非常に順調にされているというのは、私も非常に素晴らしいなと思っています。ですから、ぜひこういう障害者雇用の枠をどんどん広げられるようにしていっていただきたいなと思っています。

そのために、前回、四月のときにも少しお話ししたんですけれども、スケールメリット、世田谷区内でこれだけの従業員の数を確保しながら事業をしていただいていますので、そういったものをしっかり活かせるように、民間のマンションだったりとか、そういったところへの仕事、要は民間の仕事をさらに取っていく、区外の、区から委託されているもの以外のものを取っていくという取組もぜひしていただきたいというお話をして、それがさらに御社の売上げにもつながりますけれども、世田谷区の税外収入としてのメリットも出てくるので、ぜひそういう成長を遂げていただきたいというお話をしたんですけれども、その時点ではなかなか、民間までという話はあったんですが、まだ半年もたっていないので進んでいないとは思いますが、もしそういうことで進捗というか、何か取組をこうしようかなというものがあったら教えていただきたいんですけれども。

○**西原第一事業部長** 前回お話をいただきました民間への進出等につきましてなんですが、正直申し上げると、現時点で御報告できるようなところまで社内で検討が進められてはいないというのが状況でございます。誠に申し訳ありません。

ただ、前回お話もいただきましたので、社内でそういったところに取り組むことができないだろうかということで、主要なメンバーが集まって何度か打合せを行っておりまして、その中で、まだアイデア出しといったところでの段階ですので、ちょっと御報告できる内容ではないんですが、ぜひそういったところにも取り組んでチャレンジしていきたいというふうには考えております。

○津上仁志委員 検討していただいているということですので、ありがとうございます。私も期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○そのべせいや委員 エフエム世田谷の災害時の配信について、オンラインのほうでも二つのアプリを使ってやっていたというのですが、現実的に登録者とか閲覧者を考えると、ユーチューブのライブ配信をすると、少なくとも区民の皆さんにアプリはインストールされていたりするのですとか、あるいは区役所のほうでも、エフエム世田谷さんでユーチューブでもチャンネルを立ち上げて配信されているということは理解しておりますが、区のほうが一万人以上の登録者がおりますので、災害時、本当に緊急時みたいなときには、そういったところも区役所と連携をして活用していくみたいな方向性、あるいは連携というようなことは考えられないでしょうか。

○森岡第二事業部長・ICT推進部長 ユーチューブ、そのほかSNS等の活用ということもあると思うんですけども、現在ユーチューブについては、確かに金曜日の午後の放送については生配信させていただいています。あと、過去のアーカイブについても少し配信させてもらっているということはあるんですが、ユーチューブにつきましては、音楽等の配信があるとそこを中断しなくてはいけないという手間とかもありまして、ちょっとユーチューブはハードルが高いかなということもあります。

リスンラジオ、こちらのほうはアプリで聞けるということをやっています。災害時には、私たち災対本部が立ち上がりましたら、私たちの本社の社員と、あとはエフエムの従業員、必ず二名体制で災害対策本部に入ります。そこから、災対本部及び広報広聴課の方から情報を得て、常にその情報を最新のものとしてエフエム世田谷で発信できるようにしています。リスンラジオを聞いていただければ、インターネットでも、その情報は常に最新の情報として、区の情報として聞くことができるというふうなことをやっていますので、今のところはそういうところで対応させていただいております。

○島川広報広聴課長 区のほうから若干補足をさせていただきます。委員御提案のインターネットラジオにいかにつなぐかという点につきましては、昨年度の半ばから、区の災

害対策課で運用している防災ポータルトップページのほうに、じかにインターネットラジオに飛ぶような形でちょっとリンクを設定させていただいておりまして、要は、アプリのダウンロードがなくても、区の災対のポータルから直接聞けるというようなルートも確保しながら、実際リアルに聞いていただくというところに取り組んでいるところになります。以上補足です。

○加藤たいき委員長 以上で株式会社世田谷サービス公社についての報告を終わります。

参考人の皆様には、委員会を代表して御礼を申し上げます。本日は皆さんに御出席をいただき、詳細にわたりお話を伺うことができました。改めまして、本日は誠にありがとうございました。

それでは、参考人の皆様はここで退席されます。

○加藤たいき委員長 次に、㊦その他ですが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 以上で報告事項を終わります。

○加藤たいき委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊦次回委員会の開催についてですが、第三回定例会の会期中である九月十八日金曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、次回委員会は九月十八日金曜日午前十時から開催予定といたします。

以上で2 協議事項を終わります。

○加藤たいき委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 以上で本日の企画総務常任委員会を散会といたします。

午前十時五十二分散会
